

第3回嘉麻市農業委員会総会（令和7年3月10日）

- 事務局 まず初めに、資料の訂正をお願いいたします。
総会資料6ページの議案第11号の農地区分ですが、県の担当者と現地を確認しましたところ、高低差が大きく、分断しているとの取扱いとなったため、当初第1種農地としておりましたが、第2種農地に変更をお願いいたします。
また、同一案件の転用であります議案第10号の第4条案件につきましては、申請地にあります〇〇〇-〇、〇〇〇-〇及び〇〇〇の3筆が経営体育成基盤事業を行っている関係上、第1種農地となりますが、その他の農地につきましては、先程の高低差による分断により第2種農地となるため、4ページの農地区分につきましては、第1種農地の下に第2種農地の記入をお願いいたします。
- 事務局 会議を始めるにあたり、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにしてください。
本日の出欠状況をご報告いたします。
在任委員14名中、欠席者1番 武田委員、10番 松尾委員の2名であり、過半数を超えておりますので、会議規則第6条に従い、総会は成立しておりますのでご報告いたします。
- 事務局 本日の資料の確認をさせていただきます。
事前に配布しておりました令和7年第3回嘉麻市農業委員会総会議案書と同資料の2点です。ご確認をお願いいたします。
- 事務局 それでは、開会宣言を副会長をお願いいたします。
- 副会長 只今より、令和7年第3回嘉麻市農業委員会総会を開会いたします。
- 事務局 続きまして、農業委員会憲章の朗読でございます。ご起立をお願いいたします。
- 会場 【農業委員会憲章朗読】
- 事務局 ご着席下さい。それでは、会長挨拶をお願いいたします。
- 会長 【会長挨拶】
- 事務局 議事録整理の都合上、質疑の際には最初にお名前をお願いいたします。
それでは、会長、議事進行をお願いいたします。
- 議長 それでは、本日の議事録署名委員について、会議規則第14条により議長が指名することにご異議ありませんか？
- 会場 【異議なしの声】

議 長 署名委員につきましては、12番 井手委員と13番 中村委員にお願いします。

議 長 それでは、議事に入ります。
議案第9号を議題といたします。
事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、1ページをお願いいたします。
議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和7年3月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事 務 局 今月は、農地法第3条関係におきまして、4件の申請が出ております。
それでは、2ページをお願いいたします。
農地法第3条関係 審議番号1
申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇〇番 地目：田 地積：473㎡
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (69)
申請人譲渡人：〇〇市〇〇 〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 (68)
譲受人耕作地：自作地 2,682.00㎡ 借入地 31,404.00㎡
計 34,086.00㎡
権利内容：所有権移転 売買

事 務 局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得する
ものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われまます。また、農地法第3
条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われまますが、
ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、1ページに位置図、2ページ
に申請地図を添付しております。以上でございます。

議 長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号1番について、地区担当：松本推進委員に説明をお願いいたします。

松本推進委員 おはようございます。上牛隈・貞月・下牛隈担当しております松本隆二と申します。
先ほどご説明がございましたが、所有権移転・売買ということで報告を受けております。
特段問題はないと思われまますので、ご審議の方よろしくをお願いいたします。

議 長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号1番についての、ご質問はございませんか？

会 場 (なしの声あり)

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
まず審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会	場	【挙手】
議	長	賛成多数であります。 よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして審議番号 2 番について、地区担当の有江推進委員が所用で欠席のため事務局に説明をお願いいたします。
事	務	局
		農地法第 3 条関係 審議番号 2 申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：田 地積：2,352 m ² 外 5 筆 申請人譲受人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (49) 申請人譲渡人：嘉麻市〇〇〇 〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (81) 譲受人耕作地：自作地 なし 借入地 なし 権利内容：所有権移転 贈与
事	務	局
		この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われますが、ご審議よろしくをお願いいたします。資料といたしまして、3 ページに位置図、4 ページ・5 ページに申請地図を添付しております。有江推進委員からは親族間の贈与であり、問題ないと同っております。以上でございます。
議	長	只今、事務局の説明が終わりました。 審議番号 2 番についての、ご質問はございませんか？
会	場	(なしの声あり)
議	長	他に質問がないようですので採決に入りたいと思います。 審議番号 2 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
会	場	【挙手】
議	長	賛成多数であります。 よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして審議番号 3 番について事務局に説明をお願いいたします。
事	務	局
		農地法第 3 条関係 審議番号 3 申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇〇 〇〇〇番 地目：畑 地積：79 m ² 申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (78) 申請人譲渡人：〇〇市〇〇〇 〇〇-〇〇 〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇相続財産管理人 〇〇 〇〇

譲受人耕作地：自作地 なし 借入地 なし

権利内容：所有権移転 売買

事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇〇〇〇相続財産管理人 〇〇 〇〇氏より農地を売買で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、6ページに位置図、7ページに申請地図を添付しております。以上でございます。

議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号3番について、地区担当：永水推進委員に説明をお願いいたします。

永水推進委員 鴨生・平を担当しております永水敏光でございます。よろしくお願いいたします。
〇〇氏より電話があり土地を譲り受けましたと連絡がありましたので、確認に行きました。7ページの地図を見てもらえば分かると思いますが、
〇〇氏宅の家の裏に以前より畑がありまして、今ではもう荒地になっております。その中で〇〇氏が前から家庭菜園みたいに79㎡を利用されていたので、それが今になって残っておりますので、畑としてはそこだけしかありませんので別に問題はないと思えます。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号3番についての、ご質問はございませんか？

会場 (なしの声あり)

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の退席をお願いします。

議長 続きまして審議番号4番について事務局に説明をお願いいたします。

事務局 農地法第3条関係 審議番号4
申請地：嘉麻市〇〇〇〇〇 〇〇〇番〇 地目：田 地積：1,009㎡ 外1筆
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 (57)
申請人譲渡人：〇〇郡〇〇町〇〇 〇〇〇番地〇〇〇 〇〇 〇〇

権利内容：所有権移転 贈与

- 事務局 この申請は、譲受人の〇〇 〇〇氏が譲渡人の〇〇 〇〇氏より農地を贈与で取得するものであります。周辺地域との関係は特に問題ないと思われれます。また、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれますが、ご審議よろしくお願いいたします。資料といたしまして、8 ページに位置図、9 ページに申請地図を添付しております。以上でございます。
- 議長 只今、事務局の説明が終わりました。
審議番号 4 番について、地区担当：花岡推進委員に説明をお願いいたします。
- 花岡推進委員 口春・山野・樋渡地区の花岡です。この件につきましては、先日連絡を受けまして説明を受けております。所有権移転贈与ということで、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんについては身内ということで聞いております。これについては問題ないと思います。我々地区につきましても問題ないと考えておりますので、委員さんのご審議よろしくお願いいたします。
- 議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 4 番について、ご質問がございませんか？
- 会場 (なしの声あり)
- 議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
審議番号 4 番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。
- 会場 【挙手】
- 議長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の退席をお願いいたします。
- 議長 続きまして、議案第 10 号を議題といたします。
- 事務局 今月申請のありました第 4 条・第 5 条の案件は貸駐車場への同一転用案件となりますので、議案第 10 号と第 11 号につきましては一括説明の後に、それぞれ採決をさせていただきたいと思います。
それでは、3 ページをお願いいたします。
- 事務局 議案第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 4 条第 1 項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 7 年 3 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 それでは、4 ページをお願いいたします。
農地法第 4 条関係 審議番号 1
申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番 地目：田 地積：112 m² 外 5 筆
申請人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (74)
転用目的：貸駐車場
農地区分：第 1 種農地・第 2 種農地

事務局 続きまして、5 ページをお願いいたします。
議案第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
農地法第 5 条第 1 項の規定により別紙のとおり申請があったので審議に付する。
令和 7 年 3 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 それでは、6 ページをお願いいたします。
農地法第 5 条関係 審議番号 1
申請地：嘉麻市〇〇〇〇 〇〇〇番 地目：田 地積：1,879 m² 外 2 筆
申請人譲受人：嘉麻市〇〇 〇〇〇番地 〇〇 〇〇 (74)
申請人譲渡人：〇〇市〇〇 〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 (68) 他 2 名
転用目的：貸駐車場
農地区分：第 2 種農地

事務局 この 2 つの申請は、申請人の〇〇 〇〇氏が現在使用している駐車場が手狭になったこと、近隣住民からの騒音苦情等により、バス及び従業員の駐車場として、株式会社〇〇〇〇〇への貸駐車場としての転用を計画しているものです。地元との協議も整っており、許可申請上の書類も特に問題ないと思われます。資料といたしまして、10 ページに転用申請地一覧表、11 ページに申請地図、12 ページに土地利用計画平面図、13 ページに計画平面図、14 ページに縦断図、15 ページ・16 ページに計画横断図、17 ページに沈砂池構造図を添付しております。以上でございます。

議長 審議番号 1 番について、地区担当：松本推進委員に説明をお願いいたします。

松本推進委員 松本がご説明いたします。先ほど事務局から説明がありましたが、やはり近隣住民からの苦情が多いということで貸駐車場にしたいという報告がありました。特に問題はないかと思われますのでご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 只今、地区担当推進委員の説明が終わりました。
審議番号 1 番について、ご質問はございませんか？

会場 (なしの声あり)

議 長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
まずはじめに農地法第4条関係 審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。

議 長 よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
続きまして、農地法第5条関係 審議番号1番について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会 場 【挙手】

議 長 賛成多数であります。
よって本案は原案のとおり許可することに決しました。
推進委員の退席をお願いいたします。

議 長 続きまして、議案第12号を議題といたします。
番号20番について井手委員、32番について田子森委員が「議事参与の制限」に該当しますので、会議規則第11条の規定により、井手委員、田子森委員の退席をお願いいたします。
事務局に説明をお願いいたします。

事 務 局 それでは、7ページをお願いいたします。
議案第12号 農用地利用集積計画（案）の決定について
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議に付する。
令和7年3月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事 務 局 本件は市長部局から農業委員会の決定が求められている案件であります。
それでは8ページから18ページをお願いいたします。
(1) 利用権設定 新規42件 142筆 176,989.00㎡
更新5件 22筆 19,538.72㎡
計57件 164筆 196,527.72㎡
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると思われませんが、ご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議 長 本案について、ご質問はございませんか？

会 場 (なしの声あり)

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
本案について、賛成の委員さんは挙手をお願いいたします。

会場 【挙手】

議長 賛成多数であります。
よって、本案は原案のとおり市長部局へ回答したいと思います。
ここで井手委員と田子森委員の入室をお願いいたします。

議長 続きまして、議案第 13 号を議題といたします。

事務局 それでは、19 ページをお願いいたします。
議案第 13 号 農用地利用配分促進計画（案）の意見聴取について
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定に基づき農業委員会の意見
が求められているため審議に付する。
令和 7 年 3 月 10 日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 本件は市長部局から農業委員会の意見が求められている案件であります。
それでは 20 ページをお願いいたします。

(1) 利用権設定（中間管理事業）11 件 45 筆 49,727.13 m²

事務局 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の各要件を満たしていると思われ
ますが、ご審議よろしくをお願いいたします。以上でございます。

議長 本案について、ご質問はございませんか？

会場 （なしの声あり）

議長 質問がないようですので採決に入りたいと思います。
本案については意見を求められている案件ですので異議なしということでよろしいで
しょうか。

会場 【異議なしの声】

議長 本案は異議なしとして市長部局へ回答したいと思います。

議長 続きまして、通知第 3 号を議題といたします。

事務局 それでは、23 ページをお願いいたします。

通知第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので報告する。
令和7年3月10日提出 嘉麻市農業委員会 会長 縄田 精二

事務局 今月は42件の通知が出ておりますが、この件につきましては報告のみとなっております。24ページから33ページに報告書を添付しております。

議長 本件は報告のみでございます。

議長 続きまして、会議次第5番、その他に入らせていただきます。
事務局の説明をお願いいたします。

事務局 令和6年度版の活動記録簿について集計及び報告の都合上、3月14日(金)までにご提出をお願いいたします。
今回が皆様の任期中、最後の総会となります。
退任される委員の皆様につきましては、今まで農業委員会の業務にご協力をいただきまして、ありがとうございました。
今後も、嘉麻市農政業務にご協力くださいますようお願いいたします。

議長 委員さんの方からは、何かございませんか？

山田委員 山田です。議案書と同封していただきました、SDGs学習会の案内をさせていただきます。今回は、委員の山崎健一さんを講師に招いて、農事組合法人やまだを平成25年に設立されてから今日までの取り組みについて教えていただこうと思います。よろしくようお願いいたします。

議長 他に何かございませんか？

会場 (なしの声あり)

事務局 閉会の言葉を副会長よりお願いいたします。

副会長 これにて、本日の農業委員会総会を閉会いたします。

以上、会議の顛末を記録し、その相違なきことを証するため署名する。

議 長

12 番委員

13 番委員
